

平成29年度第1回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成29年4月17日（月） 15時15分～15時55分
2. 場 所：総務省 共用1001会議室
3. 出席委員：伊藤鉄男、浅井万富、日出雄平、大竹邦実、岩井奉信の各委員

(議事次第)

1. 委員長の互選について
2. 委員長職務代理者の指名について
3. 開 会
4. 議 題
 - (1) 平成29年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について
 - (2) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (3) その他
 - 平成29年度研修実施計画について
5. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 平成29年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）
- 資料2 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 参考資料 平成29年度研修実施計画（平成28年度第5回政治資金適正化委員会資料）

(本文)

【宮田事務局長】 では、失礼いたします。皆さん、政治資金適正化委員会の事務局長の宮田でございます。これからよろしく願いいたします。

それでは、委員会の開催に先立ちまして、僭越ながら委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

まず、伊藤鉄男委員。

【伊藤委員】 伊藤でございます。

【宮田事務局長】 浅井万富委員。

【浅井委員】 浅井です。よろしくお願ひいたします。

【宮田事務局長】 日出雄平委員。

【日出委員】 日出でございます。よろしくお願ひいたします。

【宮田事務局長】 大竹邦実委員。

【大竹委員】 大竹でございます。よろしくお願ひします。

【宮田事務局長】 岩井奉信委員。

【岩井委員】 岩井でございます。よろしくお願ひいたします。

【宮田事務局長】 引き続きまして、事務局の幹部職員及び政治資金規正法を所管いたします選挙部の幹部職員を紹介いたします。事務局参事官の今長岳志です。

【今长参事官】 今长です。よろしくお願ひいたします。

【宮田事務局長】 政治資金課長の藤井雅文です。

【藤井政治資金課長】 藤井です。よろしくお願ひします。

【宮田事務局長】 収支公開室長の御給健治でございます。

【御给収支公開室長】 御给です。どうぞよろしくお願ひします。

【宮田事務局長】 政党助成室長の後藤友宏でございます。

【後藤政党助成室長】 後藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【宮田事務局長】 支出情報開示室長の濱田厚史でございます。

【濱田支出情報開示室長】 濱田でございます。よろしくお願ひします。

【宮田事務局長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

ちょっと座らせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の進行につきましては、委員長が選任されるまでの間は、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず、政治資金適正化委員会に関する政治資金規正法の規定やこれまでの委員会において定められた規程類について、参事官の今長から説明させていただきます。

【今长参事官】 今长です。それでは、座らさせて説明させていただきます。

それでは、委員会に関する法律等につきまして、若干お時間をいただきまして、私から御説明させていただきます。

まずは、法律の規定でございますけれども、お手元に白表紙の政治資金監査関係法令集がございますが、その22ページをお開きになってください。22ページの第3節、政治資金適正化委員会の下、第19条の29でございますけれども、総務省にこの委員会を置くというふうに定めております。

第19条の30でございますが、所掌事務についてでございます。次に掲げる事務をつかさどるといたしまして、第1項各号で事務を列挙しております。1号は、第12条第1項、これが定期分でございます、第17条第1項が解散したときに提出するものでございますけれども、その収支報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。第2号は、登録政治資金監査人の登録に関すること。第3号は、登録政治資金監査人に係る研修を行うこと。第4号は、政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。この政治資金監査に関する具体的な指針のことを政治資金監査マニュアルと略称することもございます。第5号は、登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこと。第6号は、第19条の16第5項に規定がございますけれども、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示請求が例外的に制限される場合である、権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。第7号は、前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき、委員会に属せられた事務でございます。また、第2項といたしまして、委員会には必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができることと定められております。

続きまして、第19条の31でございますが、委員会は、委員5人をもって組織すること、委員は非常勤とすることが定められております。

第19条の32は委員についてでございますけれども、学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて総務大臣が任命するということでございます。また、第3項では、委員の任期は3年と定められております。

第19条の33でございますけれども、委員長についてでございます。委員会に委員長を置き、委員の互選によって委員のうちからこれを定めるとございます。第2項でございますが、委員長は会務を総理し、委員会を代表する。第3項では、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するとございます。

第19条の34でございますが、委員会は委員長が招集するとございます。第2項では、委員会の開催及び議決には、委員長及び2人以上の委員の出席が必要としてございます。

第3項では、委員会の議事は過半数でこれを決し、同数のときは委員長の決するところによるとございます。また、第4項では、委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第3項に規定する委員、職務代理者のこととございますが、これを委員長とみなすということとございます。

第19条の35でございますが、委員会はその所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、都道府県の選挙管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとございます。また、第2項でございますが、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者であって、政治資金に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができるとうございます。

第19条の36で事務局を置くとうございます。

また、第19条の37で組織運営に関し、必要な事項は政令で定めるということとしてございまして、62ページをお開きになってください。その政令が62ページの第16条でございます。第16条ですが、議事の手続、その他政治資金適正化委員会の運営に必要な事項は、政治資金適正化委員会が定めるとございます。

続きまして、これを受けまして、委員会で定めていただいた規程類等を御説明したいと思います。お手元のドッジファイル、ちょっと厚いものとうございますけれども、これの委員会備置き資料を開いていただきたいと思います。右開きでございまして、目次というか、どういうものが綴られているかというのは、関係資料というところに書いておるところでございまして。大きく分けると、政治資金規正法改正関係と政治資金適正化委員会関係と2つの編に分けさせていただいてございます。前者の政治資金規正法改正関係については、改正時の議論、また、その資料でございまして。今回は、政治資金適正化委員会関係の規程類について御説明したいと思います。

付箋がついております11をお開きになってください。11でございまして、政治資金適正化委員会規程でございまして。

委員長の互選の方法を第2条で定めております。第1項には、委員長の互選は無記名投票でこれを行い、最多数を得た者を当選者とし、得票同数の者が2人以上あるときは、くじで当選者を定めるとございます。第2項でございまして、委員会は、委員に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法を用いることができる。第3項では、指名推選の場合においては、被指名者をもって当選者と定むべきかどうか会議に付し、委員全員

の同意を得た者をもって当選者とする定められております。

第3条でございますが、委員長の任期は委員の任期とさせていただきます。

それから、第5条でございますが、委員長は会議を招集するときは、その日時、場所、議題、その他必要な事項を定めて委員に通知させていただきます。

第6条は、委員の欠席の場合ということでございますが、会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、他の委員に議決権の行使を委任することはできないとされているところでございます。

それから、審議の内容の公表については、その次のページ、第7条でございますけれども、委員長又は委員長の指名する者は、会議の終了後、必要に応じて記者会見を行い、会議における審議の内容等を公表させていただきます。

また、第8条で、会議の終了後、速やかに委員長は当該会議の議事要旨を作成し、これを公表させていただきます。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事要旨の一部又は全部を公表しないものとする場合がございます。

次に、第9条でございますが、委員長は会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとする場合がございます。

それから、その次に12をお開きになってください。政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則でございます。第1条、審議の内容等の公表ということでございますけれども、委員会規程第7条の規定により審議の内容等を公表するために行う記者会見は、委員会運営の節目においては、委員長に行っていただき、それ以外の場合は、委員長の指名により事務局長が行うとさせていただきます。第2項でございますが、この中で会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとするさせていただきます。また、第3項でございますが、この場合は、会議において配布された資料も併せて公表するとさせていただきます。ただし、資料の提出者の同意が得られないとき、また、その他委員長が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を非公表とすることができる場合がございます。

第2条、議事要旨の公表方法でございますが、会議が開催された翌日から起算して3日以内に公表するよう努めなければならないとさせていただきます。

また、議事録の公表については、委員会規程第9条に一定期間経過後公表するとさせていただきますが、第3条にその一定期間は6年間と定めているところでございます。

第4条で、公表に当たっての留意事項ということで、公表された範囲を超えて審議の内

容等を対外的に明らかにしてはならないとしております。

また、公表方法といたしまして、第5条で事務局において一般の閲覧に供するとともに、コンピュータ・ネットワークに掲載するとございます。

この規定を受けました具体的な公表の日付の設定とコンピュータ・ネットワークのURLにつきましては、後ほど20に出てまいります。

次に、13をお開きになってください。

政治資金監査に関する研修実施要領でございます。登録政治資金監査人は、委員会が行う政治資金監査に関する研修、登録時研修とも言っておりますけれども、これを受けなければ政治資金監査を行うことができないわけですが、その実施要領を定めたものでございます。2に研修対象者として登録政治資金監査人とございまして、3で研修時間、内容を定めてございます。研修に要する時間は全体で3時間程度、講義時間は2時間半程度でございまして、その内容、時間配分は次のとおりとさせていただきます。

また、4、その2ページをお開きになっていただきまして、研修の実施ということで、2つの方法を定めております。集合研修の方式と個別研修の方式を定めております。個別研修については、平成22年度から開始をさせていただきます。それから、5番では研修受講の手続を、3ページの6番では、研修受講者の遵守事項を定めております。7の研修を修了した者が8の修了証書の交付を受け、9で名簿に登録するということとございます。この研修修了者については、名簿に研修の修了年月日を付記するとともに、原則としてホームページにおいて修了の有無を公告するという取扱いにしております。

5ページ以下に諸様式を定めておるところでございます。

続きまして、14をお開きになってください。

政治資金監査に関する研修実施細則でございます。研修受講者の取扱い、また、研修手数料の取扱いについて細目を定めたものでございます。

続きまして、15をお開きになってください。

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領でございます。政治資金監査実務の基礎知識の定着・向上を目的として、平成22年度から政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催してきたところでございますが、平成26年度よりこの内容を多様化・重点化し、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修と位置づけ、継続的に実施していくこととしましたことから、登録時研修と同様にその実施要領を定めたものでございます。2に研修対象者として、政治資金監査に関する研修、登録時研修のことです

が、これを修了した登録政治資金監査人としてございまして、3で研修の実施として、フォローアップ研修で実施する2つの研修を定めております。1つは、登録時研修と同内容を再度受講いただく再受講研修、それから、もう一つは、従前のフォローアップ説明会の内容をより充実させた実務向上研修でございます。4で研修時間、内容を定めてございます。研修に要する時間は全体で5時間半程度、講義時間は5時間弱でございまして、その内容、時間配分は、次のとおりとするとでございます。また、その次のページの6では、研修受講の手続を、それから、3ページの7では、研修受講者の遵守事項を定めてございます。

4ページ以下に諸様式を定めておるところでございます。

続いて、16でございますけれども、登録政治資金監査人の登録等に係る様式でございます。まず、名簿関係として、①登録政治資金監査人名簿、それから、次に、②の登録政治資金監査人登録申請書から⑧の登録政治資金監査人証票再交付申請書までが申請・届出関係でございまして、これらは③の宣誓書を除き、政治資金規正法施行規則、省令の規定による様式でございまして、委員会で決定をいただいたものでございます。

そのほか、⑨以下の通知関係として、登録された旨を登録政治資金監査人に御連絡するための様式などにつきましても参考までに添付してございます。

続いて、17でございますけれども、登録政治資金監査人証票の忘失の公告についてということでございます。監査人証票を忘失した場合、その旨の提出があったときについては、遅滞なく公告するということを定めたものでございます。

それから、18でございますけれども、政治資金監査研修修了証明書の交付についてということで、登録政治資金監査人から、監査研修の修了証明書を出してほしいという要望を受けて、様式等を定めたものでございます。

それから、19でございますが、登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いについてでございます。これは登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が外国人であるときの登録申請書の添付書類の取扱いについての委員会決定でございまして、この場合には、施行規則第27条第1項第1号に掲げる戸籍抄本の添付は不要とするというものでございます。

なお、これにつきましては、本年3月28日に総務省行政評価局から、申請手続等の見直しに関する調査結果に基づく勧告において、申請時における戸籍抄本の添付を見直すよう勧告があったところであり、これを受け、本取扱いも見直すことになるものと考えてお

ります。

続きまして、20でございますけれども、政治資金適正化委員会議事録の公表についてということで、委員会の議事録は、委員会規程等に基づき6年間経過後に公表となっておりますが、この規定を受けました具体的な公表の日付の設定とコンピュータ・ネットワークのURLについて定めたものでございます。

それから、21でございますが、少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針についてということで、政治資金規正法第19条の30第1項第6号の規定において、この指針の策定が当委員会の所掌事務とされていることに基づき、平成21年度の委員会で定めたものでございます。指針の具体的な内容ですが、開示請求の目的が、1ページの下の①にございますとおり、行政機関や政治団体の業務を混乱、停滞させること、②でございますが、写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うこと、その次のページの③でございますが、写しを改ざんして使用することにあると、その目的が明らかにそういったものと認められる場合には、その請求は権利の濫用と認められるというふうにしております。

それから、22から24でございますが、第3期で行ってきました政治資金監査の質の向上等関係ということで、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の平成26、27年分の取組結果と、監査報告書の記載内容等に関する調査結果をまとめたものでございます。

それから、25から27でございますが、これは取りまとめ関係ということで、第1期から第3期の各期における委員会での活動、検討状況、課題といったものをそれぞれ総括的に取りまとめたものでございます。

それから、28から38については、政治資金収支報告書の要旨の公表として、政治資金監査を受けた収支報告書の要旨が毎年11月末までに公表されるわけでございますが、その際の新聞報道の概要等でございます。

規程類の説明は以上でございます。

【宮田事務局長】 それでは、委員長の互選について、移らせていただきたいと思いません。

まず、選任方法を御協議いただきたいと存じます。選任方法につきましては、先ほど政治資金適正化委員会規程を御説明いたしましたが、投票による方法と、委員に異議がないときには指名推選の方法を用いることとなっております。選任の方法についてはいかがい

たしましょうか。日出委員。

【日出委員】 今までも同じだったんですが、指名推選の方法でいかがでしょうか。

【宮田事務局長】 御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【宮田事務局長】 それでは、指名推選の方法を用いるということで、委員長を互選していただくことといたします。どなたか御指名はありますでしょうか。大竹委員。

【大竹委員】 前期の委員会で委員長を務めていただきました伊藤先生に引き続き委員長をお願いしたいと思います。

【宮田事務局長】 ほかに御意見は。

(「異議なし」の声あり)

【宮田事務局長】 それでは、御異議がないということでございますので、伊藤委員が委員長に互選されました。

それでは、これからの議事の進行を委員長にお願いすることといたします。委員長、委員長席に移動をお願いいたします。

【伊藤委員長】 ただいま委員長に選任されました伊藤でございます。重責ではございますが、皆様の御協力をいただきながら、政治資金適正化委員会の円滑な運営に最善の努力を払ってまいり所存でございますので、どうかよろしく申し上げます。

それでは、委員長職務代理者の指名でございますが、これにつきましては、政治資金規正法第19条の3第3項の規定により、委員長が指名することとされておりますので、私の方から日出委員を指名させていただきます。

ただいまから平成29年度第1回政治資金適正化委員会を開催いたします。

議事に入る前に、政治資金適正化委員会の議事録の取扱いの説明を事務局をお願いいたします。

【今長参事官】 政治資金適正化委員会議事録の取扱いにつきまして、若干お時間をいただきまして、私から説明させていただきます。

政治資金適正化委員会の議事録につきましては、先ほど御紹介いたしました政治資金適正化委員会規程第9条及び政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則第3条の規定によりまして、委員長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で6年間を経過した後にこれを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができるとされております。

具体的には、本日の第1回委員会の議事録を例にいたしますと、次回、第2回委員会の際にその内容を御確認いただき、次々回、第3回委員会においてお諮りの上、確定いただくという取扱いとしております。差し支えないようでしたら、今後もこれまでと同様の取扱いをさせていただきたいと存じます。なお、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の氏名など、情報公開法上の不開示情報に該当すると判断した情報につきましては、非公表とさせていただきます。

また、議事録の具体的な公表日につきましても、先ほど御紹介いたしました政治資金適正化委員会議事録の公表についてによりまして、委員会の開催日から6年間の経過した後の翌月1日に公表されることとなりますので、公表まで議事録の取扱いには十分御注意をお願いいたします。

政治資金適正化委員会議事録の取扱いについての説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきましては、何か御意見、御発言がありましたら。

(「なし」の声あり)

【伊藤委員長】 では、これで了承いただいたということよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 議事録の取扱いにつきましては、ただいまの事務局の御説明のとおりよろしくをお願いいたします。

次に、平成28年度第5回委員会の議事録についてでございます。

事前に、前回委員会に御出席された各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第5回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成28年度第6回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。なお、小見山前委員及び田中前委員にも既に確認をいただいております。

それでは、第1の議題といたしまして、平成29年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)についての説明を事務局をお願いいたします。

【今長参事官】 それでは、本年度委員会の皆様に御審議いただく事項として、(案)を

掲げさせていただいております。資料1を御覧になってください。

一応大きい項目で3つございまして、小さい項目まで入れると4つでございますけれども、まず、1番目として、登録政治資金監査人の登録及び研修ということで、登録政治資金監査人の安定的確保に向けて、政治資金監査制度の意義や登録手続等について効果的な周知・広報に取り組み、登録時研修を着実に実施していくと。で、地域的偏在について、その運用に直ちに支障を来すような状況にはないと考えられるものの、今後の安定的な運用のために、登録時研修の受講機会の確保等について検討を行うということで、審議スケジュールとしては、平成29年12月から平成30年3月、フォローアップ研修が終わった後、来年度の受講機会の確保、すなわち、場所、どこで研修を行うかということについて御審議いただくということになります。

それから、2番でございますけれども、政治資金監査に関する具体的な指針、いわゆる政治資金監査マニュアルでございますけれども、登録政治資金監査人や国会議員関係政治団体等から質問や意見等が寄せられてきておるところでございますので、こういったことに対して政治資金監査制度の運用等について必要な検討を行うということで、検討の結果、マニュアルの改正でございますとか、Q&Aの改訂でございますとかを行っていくところでございます。今年度の審議スケジュール（案）といたしましては、平成29年6月から7月、第2回を考えておりますけれども、そこについてちょっと御議論いただけないかと思っております。

それから、3番、政治資金監査の質の向上についてというところでございますけれども、まず、第1点の（1）フォローアップ研修でございますが、フォローアップ研修、最初の段落は、6月から11月にかけて政治資金監査実務に関する知識の向上に資するため、フォローアップ研修を実施するというので、今年度の一応重点については、そこに書いておるとおりでございますが、その裏のページの「また」以下を御覧になっていただきたいんですが、一応平成29年度のフォローアップ研修の実施状況を踏まえて、来年度の研修内容等について検討を行うということで、来年度、どういったことを重点に置くか、あるいは具体的な研修資料について御審議いただければと思っております。審議スケジュールとしては、このフォローアップ研修が終わる11月の次から、12月の第4回委員会を予定しておりますけれども、それ以降について、来年度の研修内容等について検討いただきたいと思っております。

それから、（2）でございますけれども、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言

についてというところでございますが、第3期で平成26年分、平成27年分の2カ年分の収支報告書に係る個別の指導・助言の取組を行ったところでございますけれども、平成28年分についても同様に継続して行うということになっておりますので、各都道府県選挙管理委員会等からの報告が今年の12月に行われる予定になっております。したがって、審議スケジュールとしては、平成29年10月の第3回の委員会を予定しておりますけれども、ここで28年分の収支報告書に係る取組の方針について御確認いただいた上で、平成29年の12月にこの都道府県選管からの報告が上がってきますので、具体的な審議をしていただきたいと思いますと思っております。

以上が平成29年度の主な審議事項（案）でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

1点いいですか。この委員会というのは何回やることになっているんですか。

【今長参事官】 決まりはないんですが、最近はもう年6回。

【伊藤委員長】 年6回。今日が1回ですよ。

【今長参事官】 そうです。

【伊藤委員長】 そうすると、第2回目が6月、7月が……。

【今長参事官】 6月から7月、日程次第では8月にいくことになります。

【伊藤委員長】 ええ。このあたりが2回目。で、10月が3回。

【今長参事官】 第3回が10月、はい。

【伊藤委員長】 12月が4回目。

【今長参事官】 第4回。で、1月から2月で第5回、で……。

【伊藤委員長】 1月か2月が5回で、3月が6回。

【今長参事官】 6回というふうに大体。

【伊藤委員長】 大体予定としてはですね。

【今長参事官】 はい。また、先生方に日程調整をさせていただきますので、その結果で具体的に設定してまいりたいと思っております。

【伊藤委員長】 まだ日程は全く決まってないですね。

【今長参事官】 はい。まだです。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、本議題につきまして、了承いただいたということで、次にまいります。

第2の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修等についての説明を事務局をお願いいたします。

【今長参事官】 資料2の都道府県別及び士業別登録政治資金監査人の登録状況という資料を御覧になってください。

これは毎回の委員会でこの監査人の方の登録者がどれくらいいるかというところと、その裏のページは研修の実施状況を説明するものでございます。今回は平成29年3月31日付登録者分までの総登録者数ということでございまして、3月の第6回の委員会で報告した3月10日時点以降の変更点でございますけれども、3月31日現在で、一番下の登録者数を御覧になっていただきますと、登録は9名、抹消が11名となっております、これらを差し引きした登録者数で2名減って4,797人となっております。内訳としまして、弁護士の方は1名減で294名、公認会計士の方が2名増で865名、それから、税理士の方が3名減で3,638名でございました。

次に、研修の実施状況でございますけれども、その裏のページを御覧になってください。3月31日現在で登録時研修が3月が4名ございまして、平成28年度合計で174名、それまでの合計で5,086名となっております。3、4のフォローアップ研修でございますけれども、この期間の研修はございませんので、昨年度と同様の報告の数値となっております。

資料2については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 では、その次に、その他の議題といたしまして、平成29年度研修実施計画の説明を事務局をお願いします。

【今長参事官】 それでは、平成28年度第5回政治資金適正化委員会資料という参考資料を御覧になってください。今年度、一応政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の日時及び会場(予定)となっておりますが、もうほぼこれで決定でございます。で、実施日は、平成29年6月16日金曜日の広島市を皮切りに、その裏のページでございまして、平成29年11月10日の金沢市、で、全国17カ所一応行く予定でございます。委員の先生方にも実際に御覧になっていただきたいということで、一度ちょっと日程を取る際に御希望を取らせていただきまして、実際に行っていただくところを決定いたしたい

と思っております。その際、挨拶の方をお願いしておりますのでございます。

参考資料の説明については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御意見や御質問がございましたら、どうぞ御発言ください。

【浅井委員】 これ、登録を推進したい地区を重点的にというように配慮されて会場は決めていらっしゃるということですか。

【今長参事官】 はい。実は、先ほどの資料2を御覧になっていただくと、一番今、少ないのが32番の島根県で4名、それから、39番の高知県で7名というところでございます。実は、島根県の方、昨年度中に一度やりたかったところではあるんですが、ちょっと残念ながら申し込みがなさそうだったということで、昨年度中はできずに、ただ、引き続き、島根県の方に働きかけを行っておりますので、もしできれば、追加でまた委員会で御審議いただくということになるかと思えます。島根がそういう状況だったんで、今年度定期的に行うものとしては、39番の高知県が続いて7名ということで少ないものですから、今年は、先ほどの参考資料で申しますと、6月23日に高知市で行う予定でございます。

【宮田事務局長】 ちょっと補足説明いたします。

これの資料、フォローアップ研修と書いてあるんですが、この再受講研修とそれぞれのコマの上のところに書いてありますけど、これが登録時にやる研修と同じでございまして、ここで登録時研修を受けていただいています。それでも既に登録時研修を受けていただいた方がフォローアップの中の再受講ということで、同じことをもう一回聞きたいということで、ここで受けたりしていただいているものでございます。ということで、これで、登録時研修の会場も同じように示しているわけなんですけれども、一応各ブロックごとでそれぞれ集まれるように、基本的にはこの委員会が設置されてから開いております。

そういう中で、今、参事官が申し上げたのは、高知でございますけれども、松山とか、高松で開催していることが多かったわけでございますけれども、ちょっと今、高知の登録状況が少ないということで、今年度につきましては、高知市で開催すると、そのような工夫をさせていただいております、それから、那覇も、このフォローアップ研修が開かれてなかったものですから、今回は九州の中の枠を那覇で開く方にもっていかせていただいたりとか、予算の制約等もございますので、そういう工夫などしながら進めているということでございます。

以上でございます。

【大竹委員】 いいですか。そうすると、再受講研修と書いてありますけど、これで登録時研修もできるということですね。

【宮田事務局長】 これは登録時研修と同じ中身なので、実際ここで登録時研修をやっています。

【大竹委員】 登録時研修もできるわけですね、この中で。

【宮田事務局長】 はい。やっています。

【伊藤委員長】 よろしいでしょうか。

【大竹委員】 はい。

【浅井委員】 受講、事前にあれですか、受講しそうな方を市場調査かなんかされるんですか。

【今長参事官】 そこまではやってないです。基本的にはその税理士会長さんとか、公認会計士の会長さんとかにちょっとロコミとかで声かけていただけませんかをお願いしているような状況でございます。

【伊藤委員長】 案内自体はその登録した人に全部一括して出すわけですよ、当然。

【今長参事官】 はい。

【伊藤委員長】 それは各地域ごとにというより、もう何千人か。

【宮田事務局長】 もう皆さんに、はい。

【伊藤委員長】 さっきの人数の人たちに。

【今長参事官】 郵送しています。

【宮田事務局長】 登録されている方には皆さん、研修案内については郵送で送っております。それから、各会でご協力いただきまして、その広報誌といいますか、そういうところにこういうスケジュールなども掲載していただいたり、そういうこともしていただいております。

【浅井委員】 御協力させていただきますので、教えてください。

【伊藤委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

本日の議題は以上でございますけれども、事務局から何かございますか。

【今長参事官】 本日の委員会の審議状況でございますけれども、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、委員長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定でございます。本日の委員会の議事要旨

につきましては、各委員の御連絡先に4月18日火曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【今長参事官】 次回の委員会についてでございますけれども、これからまた日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、調整の上、後日、御連絡させていただきたいと思っております。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。本日は長時間にわたりまして御審議いただき、ありがとうございました。